

# 令和2年度習志野市公営企業運営協議会

## 第1回会議 会議資料

日時 令和2年8月27日（木） 14：30～

場所 習志野市企業局 本館3階A B会議室



## 目次

目次 .....	1
習志野市企業局組織図（令和2年4月1日現在） .....	3
10月1日開始の「スマホ決済」について .....	5
「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金、水道料金 及び下水道使用料の支払猶予等の対応」について .....	7

### 【別添】

- 令和元年度習志野市公営企業決算概要～ガス・水道・下水道事業会計～
- 「習志野市ガス事業中期経営計画（第3次）及び習志野市水道事業中期経営計画（第3次）の達成状況評価」について



習志野市企業局組織図（令和2年4月1日現在）

（124人 管理者含む）





## 10月1日開始の「スマホ決済」周知スケジュール

### 1.周知方法

- (1) 広報あじさい(第183号)令和2年9月1日発行
- (2) 市ホームページ(企業局ページに掲載)
- (3) 検針票(9月分)

### 2.周知時期

- (1) 9月1日発行の広報あじさいに掲載
- (2) 9月1日付けでホームページにアップ
- (3) 9月検針票の備考欄に掲載

### 3.掲載内容

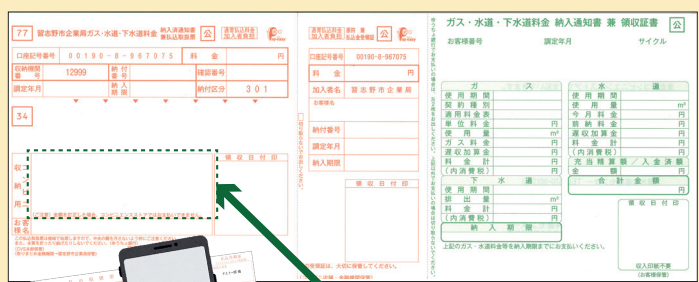
- (1) 広報あじさいは、概要及び決済の種類を掲載し、詳細をホームページへ誘導
- (2) ホームページは、スマホ決済の決済方法や使用の際の注意事項などを掲載
- (3) 検針票は、9月検針時には「10月からスマホ決済を開始します」など、簡易的な文字を検針票備考欄に記載



# 10月1日から 「スマホ決済」が始まります！



↓ 習志野市企業局で発行している納入通知書 ↓



ここを対応アプリから読みとります

令和2年9月1日以降に発行されたものが利用可能です。

- ・令和2年10月1日から「LINE Pay請求書支払い」、「PayB」、「PayPay請求書払い」を利用し、ガス・水道料金、下水道使用料のお支払いができます。
- ・納入通知書に印字されているバーコードをスマートフォンの対応アプリから読み取り、お支払いいただく方法です。
- ・現金の用意や支払いのために外出をする必要がなくなり、いつでもどこでも簡単な操作でお支払いができます。

## 「LINE Pay 請求書支払い」



LINE Pay 株式会社が提供するサービスです。  
 アプリにあらかじめチャージされた残高またはアプリに登録した  
 Visa LINE Pay クレジットカードからお支払いができます。  
 支払手数料はかかりません。  
 ※事前にLINE アプリのインストール及びLINE Pay への利用登録とチャージが必要です。

LINE アプリ内の  
 ウォレットから  
 お支払いが可能です！

## 「PayB」



ビリングシステム株式会社が提供するサービスです。  
 アプリに登録した金融機関口座から引き落としができます。  
 支払手数料はかかりません。  
 ※事前にアプリケーションのインストール及び銀行口座等の登録が必要です。  
 ※クレジットカードでのお支払いはできません。

ネット銀行での  
 お支払いも可能です！  
 ※PayB 内の利用金融機関  
 のみ可能

## 「PayPay 請求書払い」



PayPay 株式会社が提供するサービスです。  
 支払手数料はかかりません。  
 アプリにあらかじめチャージされた残高の中からお支払いができます。  
 ※事前にアプリケーションのインストール及び利用登録とチャージが  
 必要です。

払込み金額に応じて  
**PayPay ボーナス (0.5%)** が  
 付与されます！

※スマホ決済アプリの拡大については、随時検討します。

各アプリケーションでの支払方法や注意事項などについては、ホームページをご覧ください。

習志野市 HP → くらし・手続き → ガス・水道・下水道 → 習志野市企業局 (ガス・水道・下水道) → ガス・水道料金、下水道使用料 → スマホ決済でお支払いができます



TEL:047-475-3321 (代表) ●担当 / 料金課

習志野市企業局では、支払期日・支払い忘れの心配を気にすることなく、  
 払込み時間や手間を省く「口座振替」も引き続きお勧めしています！



「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金、水道料金及び下水道使用料の支払猶予等の対応」

1. 国の動向

- ・ 令和2年3月18日「政府の新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急措置として「公共料金の支払の猶予等を要請」することとした。
- ・ 3月18日付けで厚生労働省(水道)、国土交通省(下水道)、3月19日付けで経済産業省(ガス)、総務省(水道、下水道、ガス)より、支払猶予など柔軟な対応を要請

2. 企業局の対応

(1) 支払猶予

施行日	内容	期間	対象
3/25	2月分～4月分料金等の早収期間・支払期限の猶予	1か月	新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付制度における「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付の貸付対象者であって、本市にお申し出があった方(個人)
4/28	2月分～6月分料金等の早収期間・支払期限の猶予	3か月	「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し支払いが困難な方」(個人・法人)に変更
6/26	2月分～8月分料金等の早収期間・支払期限の猶予	〃	〃
8/24	2月分～10月分料金等の早収期間・支払期限の猶予	〃	〃

(2) 供給停止

滞納者への供給停止についても柔軟に対応

3. 支払猶予等の現状(7月末時点)

支払猶予実施者数 97件

4. 今後の対応

感染拡大の状況を注視し、支払猶予の対象月の延長等を検討